

火災に遭われた方へ

火災罹災後の諸手続きのご案内

長門市 地域福祉課

※この資料は長門市において把握している手続き等について取りまとめたものであり、罹災後の手続きのすべてを網羅しているものではないことをご承知おきください。

● 罹災（りさい）証明書の発行

長門市消防本部 警防課 TEL：22-9110

罹災証明書は消防署が発行する証明書で、火災保険の申請や罹災建物の滅失登記、各種減免の申請、税金の雑損控除などの際に必要となります。長門市消防本部で所定の用紙に必要事項を記入のうえ申請してください。

※認印、手数料200円が必要です

● 小災害見舞金の交付（長門市）

地域福祉課 地域福祉班 TEL：23-1245

住家が全焼・半焼した場合には、小災害見舞金を受け取ることができます。

くわしくは地域福祉課地域福祉班へお問い合わせください。

● 弔慰金・罹災見舞金の交付（日本赤十字社・山口県共同募金会・長門市社会福祉協議会）

地域福祉課 地域福祉班 TEL：23-1245

長門市社会福祉協議会 TEL：22-8294

火災により死亡された場合には、日本赤十字社から弔慰金をお渡しします。

住家が火災にあった場合には、山口県共同募金会・長門市社会福祉協議会から見舞金が支給されます。（市社協取扱）

● 住民票の発行

総合窓口課 窓口班 TEL：23-1127、23-1128

住民票発行の際に身分証明書が無い場合には、本人確認を行います。

※罹災証明書（コピー可）をご用意ください。1通につき200円の手数料が必要です。

● 運転免許証の再発行

長門警察署 TEL：22-0110

運転免許証をお持ちで消失された方は、運転免許証の再発行を受けることができます。

警察署で再発行の申請手続きを行ってください。

認印・身分証明書（保険証、住民票など）、顔写真（タテ3cm×ヨコ2.4cm）1枚が必要です。

● 生活資金の借入

長門市社会福祉協議会 TEL：22-8924

山口県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害援護資金や緊急小口現金の貸付を行っています。

これは、低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対して、火災などの災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。

● 国民健康保険証・後期高齢者医療保険者証・介護保険証の再発行

総合窓口課 保険管理班 TEL：23-1130

被保険者または同一世帯の方が総合窓口課で再発行の手続きを行ってください。

手続きをされる方の本人確認のできる書類（運転免許証など顔写真のついた公的証明書）と印鑑が必要です。

本人確認のできる書類が無い場合には、郵送による再発行となります。

● 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

総合窓口課 保険管理班 TEL：23-1130

上記保険料について、減免が受けられる場合があります。

※罹災証明書（コピー可）が必要です

● 介護サービス利用料の減免

高齢福祉課 介護支援班 TEL：23-1158

火災等の災害を受けた方は、介護サービス利用時の利用料の減免を受けられる場合があります。

サービスをご利用される際には、ご相談ください。

※罹災証明書（コピー可）が必要です

● 保育料の減免

子育て支援課 TEL：23-1156

火災等の災害を受けた方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

※罹災証明書（コピー可）が必要です

● 小学校・中学校の就学援助

学校教育課 学事班 TEL：23-1258

火災等の災害を受けた方は、就学援助を受けられる場合があります。くわしくは担当窓口へお問い合わせください。

● 所得税の雑損控除・災害減免法適用

長門税務署 TEL：22-2441

火災等の災害を受けた方は、確定申告で所得や税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。手続き方法や減免額など詳細については税務署へお問い合わせください。

● 市税（市民税・固定資産税）の減免

税務課 市民税班 TEL：23-1123

税務課 固定資産税班 TEL：23-1125

火災等の災害により被害を受けた方は、市税（市民税・固定資産税）の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには、申請手続きが必要です。くわしくは税務課各担当へお問い合わせください。

● 市営住宅への一時入居

建築住宅課 住宅班 TEL：23-1186

火災により住居を失ったときは、市営住宅へ入居できる場合があります。

くわしくは担当窓口へお問い合わせください。

● 年金証書・年金手帳（国民年金・厚生年金）の再発行

総合窓口課 窓口班 TEL：23-1226

・年金証書 総合窓口課窓口班で再発行の手続きを行うことができます。

・年金手帳 ご加入の年金によって申請先が異なります。

国民年金にご加入の方は、総合窓口課窓口班で再発行の申請手続きを行うことができます。

厚生年金・共済年金にご加入の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。

● 印鑑登録証明書

総合窓口課 窓口班 TEL：23-1128

新たに登録する印鑑を持参のうえ、手続きを行ってください。

※本人写真貼付の公的証明書（運転免許証やパスポートなど）が必要です

※登録手数料（200円）、証明証発行手数料（1通につき200円）が必要です

■ 各種連絡先一覧 ■

・ 電 話	N T T 西日本	116（24 時間受付）
・ 電 気	中国電力 萩営業所	0120-615-227
・ 郵便局	長門郵便局	0837-22-2233
●郵便物転送のお手続き 郵便局にて転居届の手続きをされると、旧住所宛の郵便物が 1 年間に限り新住所に配達されます。罹災建物復旧後、旧住所に戻られる際には、再度転居届の手続きを行ってください。		
・ 水 道	長門市役所 上下水道局	0837-23-1169
・ 金融機関	山口銀行 長門支店	0837-22-2010
	西京銀行 長門支店・仙崎支店	0837-22-2626
	萩山口信用金庫 長門支店	0837-22-0828
	J A 山口県 長門統括本部	0837-22-8870
	山口県漁協 長門統括支店	0837-26-1313
・ 消防署	長門市消防本部	0837-22-0119
・ 警察署	長門警察署	0837-22-0110
・ 税務署	長門税務署	0837-22-2441
・ 法務局	山口地方法務局 萩支局	0838-22-0478
・ 年 金	萩年金事務所	0838-24-2158
・ 社会福祉協議会	長門市社会福祉協議会	0837-22-8294
・ 市役所		
災害見舞金など	地域福祉課 地域福祉班	0837-23-1245
国民健康保険 後期高齢者医療	総合窓口課 保険管理班	0837-23-1130
証明書、年金	総合窓口課 窓口班	0837-23-1127、0837-23-1128
固定資産税	税務課 固定資産税班	0837-23-1125
市営住宅	建築住宅課 住宅班	0837-23-1186